

[事案 27-292] 入院給付金支払請求

・平成 28 年 7 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、一部の入院については、約款上の入院の定義に該当しないとして支払対象外とされたことを理由に、全期間の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 9 月に契約した医療保険について、転倒を原因とする骨折等により、平成 26 年 3 月から 6 月まで入院したので入院給付金を請求したところ、一部の入院については、約款上の入院の定義に該当しないとして支払対象外とされたが、以下の理由により、全入院の入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 他の保険会社（2 社）からは全入院について入院給付金が支払われている。
- (2) 入浴、着替え等は家族の補助がなければできない状況であった。
- (3) 病院からも入院を勧められた。
- (4) 再手術後のため入院してリハビリを慎重に行う必要があった。

<保険会社の主張>

一部の入院については、約款に定める「入院」（「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます」）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況や治療内容等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。また、申立人の入院の必要性等を判断するため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。